



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課） 1
- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課） 1
- 保安林の解除予定の通知（森林管理課） 1

公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） 2

告 示

沖縄県告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 8 年10月23日

沖縄県知事 古 謝 玄 太

- 1 土地改良区の名称 うるま市石川土地改良区
- 2 認可年月日 令和 8 年10月 5 日

沖縄県告示第376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、今帰仁村土地改良区から申請のあった今帰仁村土地改良区土地改良事業（維持管理）計画の変更について、令和 8 年10月14日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年10月23日

沖縄県知事 古 謝 玄 太

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和 8 年10月26日から同年11月24日まで
- 3 縦覧に供する場所 今帰仁村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第377号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の解除をする予定である旨の通知があった。

令和 8 年10月23日

沖縄県知事 古 謝 玄 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 八重山郡竹富町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、石垣市から送付のあった石垣都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年10月23日

沖縄県知事 古 謝 玄 太

1 都市計画の名称 石垣市公共下水道

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年10月23日

沖縄県知事 古 謝 玄 太

1 都市計画の名称 石川南地区地区計画

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
--	--